

## 第1章 総 則

## 第1条 (商号)

当社は、大倉工業株式会社と称し、英文では、Okura Industrial Co., Ltd. と称する。

## 第2条 (本店の所在地)

当社は、本店を丸亀市におく。

## 第3条 (目的)

当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

1. つぎの製品の製造、加工、包装（充填を含む）、販売及び輸出入
  - ア 合成樹脂フィルム、シート及び成型品
  - イ 包装材料及び容器
  - ウ 建築・土木用資材、住宅用資材及び農業用資材
  - エ 電気・電子部品及び光学材料
  - オ 医薬品、医薬部外品、医療機器、医療用製品、健康食品、化粧品、衛生用製品等のヘルスケア製品
  - カ 添加剤、接着剤
  - キ 食品及び食品添加物
  - ク 農作物及びそれを原材料とする製品
  - ケ 前記各製品の原材料、部材、加工品
2. 前号の事業に関連する機器類、技術、ノウハウの販売、賃貸及びリース
3. 土地造成及び建物建築ならびに販売
4. 不動産の売買、賃貸及びこれらの仲介ならびに管理
5. 建築一式工事、管工事、塗装工事、防水工事及びエクステリア工事の請負
6. 印刷物のデザイン及び製版
7. 産業廃棄物の処理、運搬、再生及び再生品の販売
8. 情報処理に関するシステム、関連機器品の開発、販売、施工及び電子計算機による情報処理受託
9. 宿泊、飲食、スポーツ・レジャー及び医療・介護施設の経営ならびにこれらに関連する機器の販売、賃貸及びリース
  10. 労働者派遣法に基づく人材派遣
  11. 資金の融資、保証
  12. 保険商品の販売及びその代理
  13. 前各号に付帯する一切の業務

## 第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

## 第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

## 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、2,802万1,600株とする。

## 第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

## 第8条（単元株式数）

会社の単元株式数は、100株とする。

## 第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

## 第11条（株式取扱規則）

当社株式に関する取り扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱

---

規則による。

### 第3章 株主総会

#### 第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

#### 第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

#### 第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第15条（株主総会資料の電子提供措置ならびに書面交付請求）

当会社は、株主総会の招集に際し、必要な事項について会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。

2. 当会社は、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求を受けた場合は、これを交付する。ただし電子提供措置事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について交付する書面に記載することを要しないこととする。

#### 第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合をのぞき、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第18条（取締役の員数ならびに選任）

---

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は6名以内とし、いずれも株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### 第19条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第20条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

#### 第21条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

2. 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

#### 第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合をのぞき、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

#### 第24条（重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

#### 第25条（取締役会の決議の省略）

---

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第26条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

#### 第27条（取締役との責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第5章 監査等委員会

#### 第28条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。

#### 第29条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

#### 第30条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

### 第6章 会計監査人

#### 第31条（会計監査人の選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

#### 第32条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

### 第7章 計 算

#### 第33条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第34条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

第35条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

第36条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れる。